

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 遡増定期保険の取扱いが見直し

Q : 遡増定期保険の取扱いが見直しされているようですが、本当ですか？

A : 生命保険協会に対して口頭で見直しが伝えられたそうです。改定の時期は未定です。

【解説】

国税庁では、このほど遡増定期保険の取扱いの見直しを検討し始めたようです。

遡増定期保険とは、保険期間の経過により保険金額が5倍まで増加するもののうち、その保険期間満了時における被保険者の年齢が60歳を超え、かつ、その保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が90を超えるものをいいます。

現在の遡増定期保険の取扱いは、平成8年に通達で規定されたもので、保険期間の6割に相当する期間には、前払保険料が含まれているということから、保険料の2分の1から4分の3に相当する金額を資産計上するよう定められたものですが、保険商品の多様化に伴い、遡増定期保険ではあるものの、上記の要件に該当しない遡増定期保険が保険会社各社でいろいろ開発され、この保険がこの遡増定期保険の要件に該当しない定期保険ということで全額損金算入されている現状を問題視し、見直しに着手したようです。

見直しの時期については未定ですが、いずれにしても、損金算入に制限がかかることは間違いなideしょう。

